＜資料③＞

総合型地域スポーツクラブの組織概要

○組織の概要

区　　分	広域スポーツセンター	中間支援組織	静岡県総合型地域スポーツクラブ協議会	
			新組織	現組織
目　　的	市町のスポーツ拠点となるＳＣの整備を促進する ＳＣが自立した活動を行えるよう支援	県スポーツ協会が主体となり、県クラブネットワークと連携・協働してＳＣの自立的な運営の促進に向けた支援を行う	「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とするＳＣが参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて、スポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、ＳＣが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着する。	相互の連携・協力体制を確立 交流や研修会等を通じて、各ＳＣの運営能力を高め、地域スポーツの推進及び地域社会の活性化に寄与する
構　　成	・センター長　県スポ協会理事 ・事務局	スポーツ協会 各支援主体（行政や法人）	幹事長・副幹事長・常任幹事・委員 事務局：県スポーツ協会	会の目的に賛同する県内のＳＣ 事務局：Ｆ－ＳＰＯ
業務内容	＜静岡県設置要綱＞ ①ＳＣの設立･育成及び活動に関する支援 ②ＳＣに関する広報・啓発に関すること ③ＳＣの連絡協議会に関すること ④ＳＣの承認に関すること ⑤ＳＣの研修会・交流会に関すること ⑥その他前条の目的達成に必要な事業 ＜スポーツ振興基本計画（文科）＞ ①ＳＣの創設、育成に関する支援 ②ＳＣのクラブマネージャー･指導者の育成支援 ③広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供 ④広域市町村圏における交流大会の開催 ⑤広域市町村圏におけるトップレベル競技者の育成支援	①ＳＣ登録・認証制度の運用 ②ＳＣ関係情報の分析 ③相談窓口の開設 ④クラブ指導・助言訪問 ⑤クラブ運営スタッフ研修会の開催 ⑥広報活動 ⑦クラブアドバイザーの設置 等	①ＳＣの情報交換と交流 ②ＳＣの活動支援 ③ＳＣの財源確保に対する支援 ④ＳＣの社会的認知の向上と広報活動 ⑤ＳＣ育成に関する調査研究 ⑥ＳＣの顕彰に関する研究 ⑦市町協議会及び本会加盟団体等との連携 ⑧そのほか目的達成に必要な事業	①クラブ運営に関する情報交換･協議 ②クラブ間の交流事業
根拠(規程)	スポーツ基本計画	スポーツ基本計画	基本規程　等	規約